

会議録(概要)

会議の名称	令和6年度第3回佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会
開催日時	令和6年11月29日(金) 午後1時30分～午後3時00分
場所	佐渡市役所 大会議室
議事	(1)「第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画」策定について (2) その他
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	委員：9名 委託業者 事務局：市民課 課長 計良 好昭 人権啓発係 係長 小田 麻美 主事 備家 悠一郎
傍聴者	なし
会議資料	・第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画書(素案) ・資料 No. 1 計画策定スケジュール
備考	

会議の概要（発言の要旨）

発言者	議題・発言・結果等
事務局(小田)	(開会)
計良課長	(あいさつ)
事務局(小田)	(座長選出)
座長	第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画について、事務局のほうから説明をお願いいたします。
事務局(小田)	<p>第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画の素案について説明いたします。前回の懇談会でいただいたご意見を基に修正をさせていただきました。1枚目めくって「はじめに」の部分につきましては、前回もご意見いただきましたが社会背景等を踏まえた内容で後日記載させていただきます。</p> <p>続きまして、前回の素案からの修正箇所になります。2頁計画の位置づけの表について、市の最上位計画を「佐渡市総合計画」、市の関連計画についても計画名称を修正しました。3頁計画の目標・推進の基本方針となっておりますが、こちらの部分は第3次計画と同じく、基本理念として変更しました。続いて2策定の背景について、3～4頁にわたり、国・県の動向に最近の動向としまして、LGBT理解促進法、女性支援新法、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正について記載しました。5頁市民の意識の反映の欄に市民意識調査の概要があり、こちらに市民意識調査のグラフの回答者数を表すnの説明書きがありましたが、実際の意識調査の表の下（6頁下）に記載しました。同じく5頁の4計画の体系について、目次の再掲ではないかというご意見いただきまして、こちらは現在調整中で前回同様のものを掲載してあります。市として基本理念のもと、どのように取り組んでいくかを示した体系図を掲載予定です。また、第1章の中に、SDGsについて掲載する予定です。</p> <p>6頁以降が第2章とし、市民意識調査の問とグラフが掲載されており、市民意識調査の問番号が振ってありましたが、この計画の中で「図1」から順番に振るよう修正しました。9頁、11頁に国、県の調査を掲載し、国や県との比較を掲載しました。前回素案では、第3章に分野別の課題をまとめてありましたが、3章と4章をまとめたため、14頁第2章に「意識調査からみた課題」について掲載しました。意識調査結果の考察と課題をまとめたものになります。15頁重点目標についてですが、前回の素案では「まったく関心がない」の割合を0%と設定していましたが、事務局で検討し、無作為抽</p>

	<p>出で0%を目標とするのは極めて難しく、まったく関心がない人を0%とするよりも関心がある人の割合を伸ばす方が重要と考え、重点目標としては「かなり関心がある」人の割合を25%とする目標のみとしました。また、第3章と第4章をまとめたほうが見やすいのではというご意見から、16頁以降に3章にまとめて、各分野ごとに「現状と課題」を述べ、続いて「取組方針」「取組内容」を表にまとめ、その次に「指標」の表としました。「取組内容」の具体的な事業につきましては、「仮」となっている部分については担当課へ現在確認中の部分で、グレーに色塗りされている部分につきましては、方針に合った事業を今後関係課に確認します。前回素案では第5章となっていた人権教育・啓発の取組が43頁以降の第4章となります。その中で前回45頁2人権教育・啓発を推進する人材の育成について、マスメディア関係者に対して市として取組を行っているのかというご意見をいただき、メディア関係者については削除させていただきました。48頁以降は資料編としまして、懇談会の審議経過、懇談会委員名簿を後日掲載し、50頁以降は本計画に関連する法律を掲載しました。全体の変更点としては以上となります。</p>
<p>座長</p>	<p>分野別の説明はこの後、説明があると思いますが、大まかに全体を通して、皆さんからお気づきの点があれば、教えていただければと思っております。変更した部分もいくつかありましたので、そのあたり改めて見たときに、ご意見等ご質問あればお願いしたいと思います。</p> <p>第3章と4章を一つにまとめて、今回3章とすることで、課題と、それをもとにした取組、指標までということを示してあるということですがその点についてはいかがでしょうか。今回の提案のような形で、よろしいでしょうか。（異議なし）</p>
<p>B委員</p>	<p>47ページの計画の進行管理、進捗状況を検証する協議会を設置ということで書いてあるんですが、この協議会というのはどういう協議会を設置をされるのかをお聞きします。47ページの上から3行目、「年度ごとに事業の進捗状況を検証する協議会を設置し、当事者の声をしっかり聞き事業内容の改善・見直しを行います」とありますが、この協議会というのは、協議会と当事者はどういう関係の会を作るのでしょうか。</p>
<p>計良課長</p>	<p>この表現については、まだ調整できてないところもありますけども、一つは、計画策定で進捗管理を外部委員の方をお願いしております、この懇談会が一つの評価をする会議体、この計画の素案に書いてある協議会と捉えているので、新たに協議会を設置する、というのではなく、この懇談会、あと、市の中では複数の部署が事業を実施してますので、それは46ページに庁内推進体制と表記しており</p>

	<p>ますけれど、その中にある今回、「佐渡市人権・男女共同参画推進庁内会議」というものを設置しておりますので、市役所の中の庁内会議と、外部会議ということで、今こちらの委員の皆様お集まりの懇談会というものを一つの計画の進捗状況を評価する母体というふうに位置づけておりますので、この47ページの表現については、こちらのほうでもちゃんと明確に改めさせていただきたいと考えております。もしそれ以外の何か別な協議会というのを、人権施策を推進するについては必要ではないかというご意見があれば、それも踏まえて検討したと思いますが、今はこの外部委員との懇談会と庁内会議というところで計画のほうを評価していくということで考えております。</p>
座長	<p>ありがとうございました。説明の中で重点目標のところ、全く関心がないという0%のほうに焦点をつけるのではなく、15ページの重点目標にある、今回の目標としては、関心があるという割合のほうに焦点付けをして、25%というところに重きをということで、目標立てを見直したという説明がありましたが、そのことについてはいかがでしょうか。説明の中でも無作為の調査なので、関心がないところに注目するよりも、関心の高さを追求するというか、そういう方向でというような話もありましたが、皆さんのほうからはいかがでしょうか。（異議なし）</p>
B委員	<p>今の説明ですけれども、15頁重点目標の、かなり関心があるの割合もう19.8っていうのは、図のどの表を見ればいいのか。現状で19.8というのはどこを言うのか。</p>
事務局(小田)	<p>図2の表を基にしているので、19.3ですね。</p>
座長	<p>図2の表の、1番上の令和5年の左側の19.3を基にということになると、19.3というのが正しいのでしょうかね。</p>
事務局(小田)	<p>その表を基にしているので、19.3が正しい数字になります。重点目標の現状の欄は19.3に修正させていただきます。申し訳ありません。</p>
座長	<p>ご指摘ありがとうございました。では、今のところも含めて、この後説明を細かくしていただきたいと思いますので、一旦は次の説明に入らせていただきます。</p> <p>では、分野別の推進についての説明を事務局のほうからお願いいたします。</p>
事務局(小田)	<p>分野別人権施策の推進についていくつかまとめて説明をさせていただきます。16頁からになります。1、女性の人権についてですが、先ほど説明させていただいたとおり、(1)として、現状と課題、続いて、取組方針、取組内容、指標となります。18頁からは2こどもの人権ですが、こどもの表記につきまして、前回の懇談会で</p>

	<p>ご意見頂きましたが、法令で根拠があるものや、固有名詞以外については全てひらがなで「こども」と修正させていただきました。前回の懇談会でご意見のありました「子どもの権利条約」についてと「こどもアドボカシー」について、現状と課題の部分に掲載しました。22頁以降は3高齢者の人権について、25頁以降は障がいのある人の人権についてになります。障がいの表記についても、法令等以外についての障がいの表記を統一し、「障がい」の「がい」はひらがなで表記しました。25頁にあります。前回ユニバーサルデザインのところにアスタリスクのマークがついておりました。説明書きの方がもれておりました。図14の表の下にアスタリスクについて説明書きを加えました。以上で簡単ではありますが、女性の人権から障がいのある人の人権までの修正箇所になります。</p>
座長	<p>1番女性の人権、2番こどもの人権、3番高齢者の人権、4番障がいのある人の人権ということで説明頂きましたので、それぞれ何かお気づきの点等ありましたらお願いしたいと思います。それぞれ関係するところもおありかと思しますので、いかがでしょうか。</p>
E委員	<p>高齢者関係、22ページ、(1)現状と課題で佐渡市の高齢化率2020年、令和2年の数字になっていますが、やっぱり新しい数値がいいかと思ひまして、私調べたら、2024年の4月1日付け、佐渡市のどこかの資料だったと思うんだけど44.3%という数字が出ていたようでございます。できれば令和2年ではなく、新しい数値をお願いいたします。2024年、令和6年が44.3%。4月1日現在ですけれども、その辺は整合性でね、令和5年度とか。他の部分は令和5年の実績が出ていますから。その辺整合性あるかと思ひますが令和2年ではなく令和5年度でもいいし。その数字のほうがいいかと思ひます。</p>
座長	<p>ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。</p> <p>内容ではないですけども、例えば、18頁の2のこどもの人権、他にもあるのかもしれないですが、文字のポイントが(1)の現状と課題よりも小さい感じがするので、もうちょっと、ポイントはそろえるのか大きくするのか、ほかの項目のところにもあった気がするのですが。16頁の女性の人権のポイントも小さいような。</p> <p>女性の人権の方針、取組方針のあたり、赤い文字が多いような感じがするんですけど、この辺は改めて、表現を変えたり追加したりしたんでしょうか。</p>
事務局(小田)	<p>前回、3章と4章に分かれていたのですが、これを一緒にすることによって、言い回し等が変わっている部分があります。表現の仕方が変わって、赤書きとなっております。</p>
座長	<p>F委員様、女性の人権あたり、いかがでしょうか。</p>

F 委員	<p>読んでみたのですが、今のところ思い当たるところはないです。</p>
座長	<p>ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。次、5番以降でしょうか。同和問題からお願いします。</p>
事務局(小田)	<p>28頁5同和問題からになります。29頁取組方針としまして、①市民の意識向上に向けた啓発活動、この後に「の推進」と、こちらのほうで記載させていただきました。取組方針の中に③として、部落差別の実態把握と差別被害の防止を追加しました。30頁からは6外国籍の人の人権、32頁からは7北朝鮮による人権侵害、33頁から、前回は「感染症に関連する人権問題」となっていますが、「感染症に関する人権問題」と修正しました。簡単ですが、同和問題以降4つの分野について説明は以上で終わりになります。</p>
座長	<p>5番の同和問題、6番外国籍の人の人権、7北朝鮮による人権侵害、8感染症に関する人権問題までの説明が終わりました。同様に皆様方からお気づきの点あればお願いいたします。本日オンラインで参加されているA委員様、もし何かお気づきの点があれば、ご発言をお願いいたします。</p>
A 委員	<p>最初から参加していないので、幾つか分からないところが多いんですけど、私が意識調査の報告を受けたり素案を見せていただいて読ませていただいたんですが、法務局からの人権教育・啓発推進の有識者検討会の報告書も出て、各自治体の方向みたいなものも国の立場で方向づけを、近年の人権状況を見て、インターネットの差別の深刻さや「ビジネスと人権」、これは国連からの再三の指摘も含めて経団連の会長が夫婦別姓問題についても発言をせざるを得ない状況まで日本は追い込まれてきている状況で、佐渡の世界遺産の問題も含めてですね、国際的な人権状況は無視することはできない状況にも今日来ているのではないかと私は思っています。そういう面では、国の有識者検討会の方向づけなどをしっかりと佐渡市の審議会としても受け止めながら方向づけをしっかりとやっていかないといけないのではないかと思っています。そういう中で、方針をしっかりと定めて佐渡の取組をもう少しまともにしっかりと変えていかないと世界的な人権基準を佐渡市は世界遺産でそのことを注目されている立場に今立たされているわけですので、やはり世界的な人権基準にしっかりと寄り添うような形でですね、もっとオープンにして取組の強化をしていただきたいなというふうに思っているところがございます。その中では、目標があまりにも少し低すぎるのではないかと。指標がいろいろと出ているのですが、私はもう少し意識が改善されるところをですね、意識調査はそのために実施をされているわけですから、前回よりも後退しているような実績が多く存在して</p>

いるということを私は委員の一人として申し訳なく、市民に対してですね、進んでいない現状が報告されているわけですから。そのところをですね、しっかり論議して市のほうも理想を高く掲げて、5年間の目標なわけですから、単年度ごとにしっかり目標を定めながら検証をしっかりとやりながら前回みたいな後退した数字が出ないような内容にしていかないといけないのではないかな、と思っています。私の関係だけでもですね、今表示されているように同和問題の認知度やそっとしておけば差別は自然になくなるとか、また、私は差別意識というのは身元調査の容認、こういった問題に部落問題と密接に関わってきますし、部落問題だけではなくすべての人権課題に共通していることなんだと思うんですけど。ぜひ令和11年度目標というところを、私はやる気があるのかどうか、次の段階に入ってくると思うので、この数字ではまた今回と同じように改善が進まない、逆戻りをしているような現状になってしまうのではないかなと思っています。そういう面で、「推進」ではなくて「推進の強化」といったところを市民に共通の理解として促していく、啓発をしていく、そういったことをしっかりとやらないと改善はからないんじゃないか、と。いじめの問題なんかも、いじめる人が問題であっていじめられる側に問題があるわけではないので、それと同じように部落問題は部落の人たちが悪いわけじゃなくて、差別する人が悪いわけなので、差別する人をどう改善するか、意識を変えていくのかという取り組みをしっかりとやらないんじゃないかと思うんですけど。その差別を乗り越えていく、跳ね返していく力をどうつけていくかというのを部落の人たちに対する協力が不足しているわけだから相乗効果の中で差別が一層深まってしまっているという、今のインターネットが厳しくなり、佐渡市の被差別部落の人たちをさらし続けているわけですから。学校に関して一点だけ、先生方にお聞きしたいんですが、設問でこの間、大阪公立大学の阿久澤先生からも佐渡市の市民意識調査に指摘があり、子どもたちがどうしても佐渡の部落がどこにあるんだというようなことを非常に興味を引くような設問になってしまっているのではないか、佐渡市のどこに被差別部落があるか知っていますかという設問は非常に子どもたちが飛びつきやすいような設問なので、佐渡の一体どこに、スマホを見て佐渡の部落を検索すれば今は出てくるわけですよ。インターネット上に佐渡の部落についてたくさん表示が出てきているわけですから誰でも見れるような状況になってきているわけなんで、阿久澤教授の話では、佐渡の設問についてはちょっとよろしくないのではないかということ。私の思いは、それこそしっかり事実を知って厳しい差別の現実を島民が共有し、その克服に向

	<p>かってみんなで頑張ろうという意味で設問されていると私も思っているんだけど、大学の先生曰く、どうしても子どもというのは、近所のどこが部落なのかということに非常に興味を示してインターネットの検索、スマホの検索をして、見て、広がってしまうのではないか、それに学校が対応できないぐらいの状況になってしまっているのではないかと、これを非常に危惧されていますので、市民に対する見せ方の工夫をしていただきたいな、というのが阿久澤先生のこの間の自治体の職員の研修会ではそういう指摘をいただいていますので、ご検討いただければと思います。私はあとお願いしたいのが、実態を知る、市民の意識をしっかりと知ることとあわせて、その救済を、人権侵害をされている人たちの救済をどうするのか。相談とか救済の窓口をしっかりと明示をしていく必要があるのではないかなということも素案を見てどこに相談したらいいか表示が全くありませんし、もちろん意識を変えていこうということで推進目標は出ているんですけど、やっぱり人権侵害にあった、そして各人権課題に対する相談窓口を明確に示していただく必要があるのではないかなというふうに私は思いました。とりあえず感じたところを皆さんご検討いただければというふうに思っています。</p>
座長	<p>ありがとうございます。いくつか全体を通した指摘があったかと思えます。指標、目標を少し高めに設定する、特に後退するというのではなくて、高めに設定してはどうか、ですとか、世界遺産になって世界的な人権基準に寄り添うようにより高めてほしいということ、学校現場のことでの指摘もありましたので、後で教えていただけたらな、と思っております。あとは救済の窓口の掲載の検討してみても、というようなご意見もありました。ありがとうございます。</p> <p>今のご指摘等について、いかがでしょうか。</p>
事務局(小田)	<p>ありがとうございます。目標値について、あとは、人権侵害されている人の救済窓口についても今回の素案には書かれていないので、そちらもこれから検討しまして修正したいと思います。ご意見ありがとうございます。</p>
座長	<p>それではまた引き続き説明のほうに行きたいと思いますが、A委員様ももし、途中途中で何かあればご発言していただきたいと思えます。</p> <p>では、先ほど説明のあった、6番7番8番、外国人、北朝鮮、感染症ですね、皆様方からお気づきの点があればいかがでしょうか。よろしければまた次、説明のほうに進ませさせていただきます。では分野別の9番以降についての説明をお願いいたします。</p>

事務局(小田)	<p>35 頁からの説明になります。インターネットによる人権侵害になります。調整中ではありますが、プロバイダー責任制限法、情報流通プラットフォーム対処法について内容に盛り込みたいと考えております。37 頁(3)取組内容の②具体的な内容として、モニタリング事業の実施とありますが、同和問題のほうにも同じ事業を掲載してありますが、再掲ということでこちらのほうにも掲載させていただきました。38 頁からは 10 性的マイノリティに関する人権、40 頁からは個人情報の保護となります。41 頁の(3)取組内容③にあります本人通知制度の登録推進につきましても、先ほどのインターネットによる人権侵害での取組内容と同様、同和問題でも挙げてありますが、こちらも再掲とさせていただきます。42 頁は 12 様々な人権問題となります。簡単ではありますが、以上で説明を終わります。</p>
A 委員	<p>インターネット関係は説明があったとおり一定程度前進と言いましょいか、情プラ法ですか。5 月に国の法律ができて、期待をされているんですが、それによって、全て解決するというような状況でもないと思うんですが、やっぱり佐渡市としての職員がしっかりと認識をされて、プロバイダーに対する市としての権利行使というか削除要請を素早くするような取組が一層求められるんだろうと思うので、そういったところを市民からの相談をどういうふうにしかりと、人権侵害があったとき相談体制とかそういったものを仕組み、佐渡市としての仕組み、システムをどう作っていくのかというのが、情プラ法成立を含めて本格的に業者が、稼働する中で、それに対応もしかりできるような、職員の育成とかですねそういうことを、市民から問題ご指摘に対して素早く対応できるようにしかり頑張ってもらいたいと思いますので、この点もですね、部落問題も非常に全国部落調査一覧から始まって、佐渡の部落もたくさんさらされていらっしゃるわけですので、そういったところも子どもたちとの間違った出会い等のないような、克服できるような仕組みを、佐渡市の中で学校や教育委員会との連携の中でしかり作っていく必要があるのではないかなというふうには思っています。よその県では関東の中でも、子どもの不登校やいじめにつながって、不登校になってしまったという事例はたくさん出てきていますので、そういったような状況にならないような仕組みを佐渡市も確立する必要があるんじゃないかなというふうには思っています。そういう面では職員の研修なども、モニタリングなども含めてしかり理解をしていただくような取り組みにしていきたいと思います。一部の市民課の職員だけが理解をしている今の状況では事故とか被害は防げないのではないかなと思っています。あまりにもまだモニタリングもさることながら理解が浸透されていない、理解されていな</p>

	<p>いという状況だと思いますのでそのあたりもしっかり啓発をしていただくようお願いしたいと思ひますし、本人通知制度も登録者が非常に少ないことも含めて、やはりもっと人権に一人ひとりが関わっていくんだというような意識を持って進めていく努力をしていただきたいと思います。よろしくお祈ひします。</p>
座長	<p>ありがとうございます。先ほどにも少しお話がありましたけども、計画の策定ではあるけれども、救済というんでしょうか。体制を整えるというんでしょうか。弱者に出して手を差し伸べられるような、具体的な、システムづくりの部分が大切だとお話ありました。計画の中にもそのあたりも触れられるといいのかなというふうに思ひました。ほか、皆様方からいかがでしょうか。</p> <p>では、また次の説明のほうにお願いしたいと思ひます。第4章の説明をお願いいたします。</p>
事務局(小田)	<p>第4章の説明いたします。先ほど説明しました45頁マスメディア関係者を削除した部分と、46頁3計画の推進体制の(1)庁内の推進体制について、庁内に「佐渡市人権・男女共同参画推進庁内会議」を設置し庁内においては庁内会議で関係課と推進に取り組みますので、そちらを掲載しました。あとは、先ほど小橋委員からご指摘のありました47頁計画の推進管理の部分、こちらの表現方法については検討したいと思ひます。簡単ですが、以上で説明を終わります。</p>
座長	<p>ありがとうございます。今回提案のあった第4次の素案に係る説明は一通り終わりました。皆様方から感想も含めてお話しただけたらと思ひますがいかがでしょうか。</p>
D委員	<p>前回の懇談会で一つの例として参考に聞かせていただいて。新しく加入するような場合があったときは気をつけたいと思ひます。</p> <p>一つの参考として聞かせていただきました。今回も読ませていただきました。特別、私の方からはありません。勉強になりました。</p>
H委員	<p>2の人権教育・啓発を推進する人材の育成のところからメディア関係者は削除したのはいいんですが、私としては、3の計画の推進体制にマスメディアいわゆるPRというか宣伝というか。悪いほうに流されると困るんだけど、利用するのも一つのPRの手段のような気がするんです。特に今、私が関係している救う会なんかはテレビでやってくれると関心が深まりますし、署名活動なんかは島内でやっても関心がだんだん薄くなってくるんですね。この前たまたま新潟の市民マラソンですか、行ったら向こうはものすごい関心があって、県外からも来てくれていたランナーもいっぱいいるんですけど、隣で大沢さんもやっていたんですけども、向こうの人の関心が強いというか初めてだからかもしれないけれども、隣でやっている署名もお願いすると、嫌な顔一つしないで署名してくれるん</p>

	<p>です。佐渡なんかは結構、前回書いたとかこの前書いたとか。だからそういう意味でいうと3にマスメディアの文言をちょっと入れてもいいんじゃないかなっていう気がするんです。こっちが利用するような感覚。利用されるんじゃないくて、利用するほうならいいんじゃないかなと思うんですが。</p>
計良課長	<p>ありがとうございます。推進体制のところ、市民、地域ほか国、県、行政関係機関と、それに関連する、例えば、人権擁護委員協議会など人権に関する関係団体の皆さんとの連携と書いてあるので、関連して啓発していくという視点から、そういうマスメディアや事業所企業の方を連携して推進するっていう意味合いの部分で事務局のほうで検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。</p>
I 委員	<p>前回休んでしまったのですが、書き方だけなんですけど、意味が分かりにくいところがあるのですが、表題になって第3章 重点目標、分野別人権施策の推進になって、38頁項目10まで来て、11に個人情報の保護というところで人権関係の表現としていいのか私も分からないのですが、ここから（ヘッダーの部分）「第3章重点目標、分野別の課題」になっているんです。その前の頁までは「分野別人権施策の推進」になっていて、同じ3章の中で違って。上のタイトルの部分ですね。それと11のところだけが個人情報保護という部分で、ここに人権と入れるかどうかちょっと私もよく分かりませんが、その辺はどうなっているのか。それまでは大体全部「人権」という部分が入ってきていたように思うんですが、5も入ってなかったかな。同和の関係のところも入ってない。あとはどれも「人権」という言葉を入れてあるけれども、そこが抜けているのかこれでいいというあればいいのですが分からなかったの。</p>
事務局(小田)	<p>ありがとうございます。こちらのミスでして、前の部分と全て同じ表現が正しい表現になります。</p>
K 委員	<p>第3章と第4章をまとめられたのがとても見やすくなってよかったなと思っております。オブザーバーという立場なので本来は細かいところで口を出してはいけないのかもしれないのですが、一点だけ確認をしたいところがありまして、14頁(1)の③人権問題の相談先のところで「人権相談員」などの公的な人権擁護機関の存在、となっていて、私たち普段「人権相談員」という言い方をしないので、これはたぶん「人権擁護委員」と「法務局職員」と、人権相談を受けている人全般を指しているとは思ったのですが、可能であれば、「人権擁護委員」や「法務局」など具体例を挙げていただけると、と感じました。「人権相談員」とは誰だろう、となってしまうかな、と。以上です。</p>

座長	<p>ありがとうございました。そのあたりはまた検討していただいて。全体を通してまだ、ご発言頂ける方いましたらお願いします。A委員様ももし発言おありでしたらしていただきたいと思います。一応全体を通してということで、皆さんから聞いております。この後今後のスケジュール等に入りますので、もし何かあれば、ここでお願いしたいと思います。</p>
A委員	<p>しつこいようですけれども、目標なんです、「減少」とか抽象的な文字が入ってるのが結構あるんですけれども、やっぱり市としての推進計画なので、嫌々やってるわけもないし、皆さん真剣にこうして論議をされているわけですので、やっぱりしっかりとした計画書を作ろうという努力を皆さんやってらっしゃるわけですから、「減少」とかですね、前回より下回ればいいみたいな言い方みたいな、私は無責任なんじゃないかという市民に向かってですね、やっぱりこれが伝わっていくわけですので、そこはもう少しやっぱり事務方が精査していただいて、ある程度の目標を持った数字をやっぱり入れていただきたいなというふうに思いますのでその辺をまずお願いしたいなと思います。二点目ですが、今日示されている中身は、市長の挨拶、冒頭挨拶が真っ白でないんですけど、後日となっていますが今日示されたのかどうか分かりませんが、私は市民の意識を緊急の課題、人ごとではない、一人ひとりの人権を守っていく責任として頑張りますみたいなメッセージが市民に伝わるような対応をして、厳しい現状の中で、首長さんが他市町村では先頭に立って法務局に行ったり、人ごとではないという手本を見せている市町村もあるわけですので、やっぱり市民が響くようなメッセージを明らかにしていただきたい。</p> <p>3点目なんです、新しい参加者の方、私が前回欠席したのが1番悪かったですけれども、どういうメンバーで、誰が座長なのか、誰が副座長なのか、私が全く分かっていないので、そこら辺も教えていただくとありがたいと思います。あわせて、今日私と一緒にコンサルの方がZoomで参加頂いてるんですけど、ぜひご紹介というか、どういう立場で、市民意識調査の調査をなさったコンサルタントなのかどうか、そのためにご出席頂いているのかなと思ったんですけど、そのあたりを聞き逃していて冒頭何も分かっていないので、その辺の説明があったんだろうとは思いますが、できればご紹介頂ければありがたいと思います。以上です。</p>
委託業者	<p>市民意識調査のほうを昨年度から委託をさせていただいております。先ほど事務局の方から説明もありましたとおり、私ども昨年度実施しました市民</p>

	<p>意識調査の報告書のまとめと今回計画の策定のお手伝いもさせていただいております。まずは今日お示しさせていただいた資料ですが、数字の間違いですとか体裁の不備ですとか散見されました。大変申し訳ありませんでした。責任を持って修正します。</p> <p>また、今日は大変貴重なご意見、いろいろ内容を含めたご意見ちょうだいいたしまして大変ありがとうございました。いただいたご意見を事務局のほうと相談しながら計画に反映させていただいて最終的なものを作り上げていきたいと思っておりますので、また様々なご意見いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上です。</p>
座長	<p>A委員様からは、抽象的な表現をもう少し具体的に、というような話もありましたし、前回の会議の中で市長さんの挨拶については、ご指摘を前回も受けたところでありまして、多分今回、その辺り、今後、市長さんの意気込みみたいなものが伝わるような内容になっていくのではないかなど期待しているんですけども、今後、はっきりしたものをお示しするというような形になるというふうに期待したいと思っております。</p> <p>では、この後の予定等については事務局のほうから説明お願いいたします。</p>
事務局(小田)	<p>今後のスケジュール、次回の懇談会の開催について説明いたします。資料No.1をご覧ください。本日第3回懇談会を開催し、1月にパブリックコメントを実施します。そちらで出た意見を基に素案の修正を行いまして、最終確認として2月に第4回懇談会を予定しております。今日の懇談会終わった後でもまたご意見あるようでしたら、任意の用紙やメールでも構いませんので、事務局のほうに提出頂けるとありがたいです。以上です。</p>
座長	<p>今の説明にもありましたとおり、またこの後ご意見等があれば、事務局のほうにお寄せ頂きたいと思えます。1月にパブリックコメントということでもありますけども、参考までにお聞きしたいんですが、この具体的なそのパブリックコメントっていうのは、市民の方が今の計画の状況を見て、ご意見を広く集約するというかそういう形だと思うんですけども、何か具体的に声が定期的にというか、その都度集まってくるんでしょうか。</p>
計良課長	<p>パブリックコメント自体は意見募集の期間を定めて行いますので、その期間内に市民の方から今回、この懇談会で頂いたご意見等を踏まえて一度素案という形でまとめたものを公表して、市民のご意見をちょうだいするという形で、意見聴取の期間はいつからいつまで大体おおむね20日とか1か月ぐらい期間をおいて、意見の集約をさせていただきます。そのいただいた意見をまたこの素案に反映</p>

	<p>させるかどうかという部分をこちらのほうで調整して、最終的に原案としてそして2月の懇談会で委員の皆様にお示しします。最終的に、今日ご質問もありましたけども、最後、1番表紙の次に市長の今回の4次計画に対するメッセージを添えた形で、3月に策定完成させるという流れになっております。</p>
座長	<p>2月の懇談会には、例えばこういう意見があったとか、市民の方から出たことも皆さんに共有できるということでしょうか。</p>
計良課長	<p>そういうことです。</p>
座長	<p>ありがとうございます。議事については以上で終了とさせていただきます。では事務局のほうにお返しします。</p>
事務局(小田)	<p>ありがとうございました。以上で令和6年度第3回佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会を終了いたします。本日はありがとうございました。</p>